

新年のご挨拶

社団法人 日本獣医師会

会長 山根 義久



謹賀新年

会員の皆様におかれましては、ご壮健にて新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

旧年中は、社団法人 日本獣医師会の事業運営に際しましては、深い御理解と御指導、御支援を頂きましたこと心より厚く御礼申し上げる次第です。

会長就任後6回目の新年を迎えることになりました。過去の5年半を振り返りますとき昨年の宮崎県の口蹄疫発生ほど、日本の獣医界及び畜産界の歴史において、震撼させた出来事は無かったのではないかと思います。平成22年4月20日に宮崎県で1例目の発生が確認されてから、終息までに約29万頭に及ぶ多数の家畜が殺処分されました。これは我が国の畜産史上、最大規模の未曾有の大惨事となったわけですが、特に家畜伝染病予防法に基づく殺処分、移動制限等の措置では、まん延防止が困難となり、我が国で始めて患畜及び疑似患畜以外の健康な家畜にもワクチン接種した上で殺処分をするという防疫措置を行わざるを得なかったことは、口蹄疫がいかにも恐ろしいものか、ということを実に示しています。今回の宮崎県における口蹄疫の発生は、畜産界のみならず、大きく県の経済にも影響を及ぼしています。口蹄疫の対応につきましては宮崎県獣医師会をはじめ家畜共済、産業動物開業関係、各種団体等の獣医師更には小動物診療獣医師の先生方の強力な御支援に対し、敬意を表すと共に改めて感謝申し上げます。

長年、大動物診療に身を置きました私にとりまして、家畜を飼育されていた農家の方々の気持、さらに治療する側の獣医師の方々の殺処分の思いが如何に大変なものであったかは推察するに難くはありません。

今回の口蹄疫の発生を踏まえて、平成22年7月に農林水産大臣の要請により第三者からなる口蹄疫対策検証委員会が設置され、国、県等の防疫対策を十分に検証し、問題点を把握した上で二度とこのような大惨事が起きないように、家畜伝染予防法の改正も視野に入れ、今後の予防体制の改善の方向をとりまとめたところであります。

10年前の2000年に口蹄疫に見舞われながら、再び同様なことが生じ、さらに前回と比較し大惨事となったということは、全く過去の経験が活かされていないどころか、危機管理意識の低下があったと言わざるを得ない状況です。“喉元過ぎれば熱さを忘れる”という諺がある様に今後も油断大敵であります。

一方、世界の狂犬病の発生を考慮する時、日本の狂犬病に対する防疫体制がこれでよいのかどうかを早急に検討に入るべきものと思います。狂犬病予防法が制定されたのは昭和25年8月26日であります。その頃から比較すると現在は大きく社会状況は変貌しており、世界的に国家間の交流がグローバル化する中では、余りにも陳腐になりすぎています。人には感染しないとされている口蹄疫でもこの大惨事でありますから、一度、日本のどこかで狂犬病が国内発生すると、大パニックになることは想像に難くはありません。たとえ狂犬病予防注射が為されていても、それを確認する鑑札、注射済票を付けている犬は極めて少数ということを考える時、早期に狂犬病予防注射時におけるマイクロチップによる個体識別措置の導入が必要不可欠であります。そのためにも、院内注射を推し進めるべきだと思います。狂犬病予防対策事業はあくまで国の事業であります。我々獣医師は国の事業に対して獣医師しかできない仕事として粛々と予防注射事業に協力するのが原則であります。

日本獣医師会としては、狂犬病対策の整備・強化に努力を惜しまない所存です。ようやく厚生労働省と

農林水産省、日本獣医師会で1回目の打ち合わせ会を開催しました。今後はマイクロチップの件も含めて環境省にも参加頂き具体的な国家防疫としての対応策を検討していきたいと考えております。

昨年の年頭の挨拶では、獣医事問題の幾つかの努力目標を上げたのでありますが、未だに継続的に審議が続いているもの、すでに解決したもの、さらに新しく生まれた問題等、主なものを上げてみましても目白押しであります。以下に主なそれらの経過を述べてみます。

1 「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」(第3次)

(農林水産省、獣医事審議会計画部会：平成20年12月～平成22年8月)

本審議会は、平成12年12月に公表された基本方針を10年後に検証し、さらにこれからの10年後、いわゆる平成32年度を目標年度とする「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」の策定に向けた審議を行うものであります。実効あるものにするために4つの分野(産業動物、公務員、小動物、民間・研究分野)を設定し各分野における獣医療の現状と課題、さらに対応すべき取組み等についてもとめたものであります。

そのとりまとめは、平成22年8月にようやく公表にまでこぎつけたものでありますが、今回の特徴的なことは、獣医学教育の改善、勤務獣医師の待遇改善は勿論のこと新しく小動物医療関係を大きくとり上げたことであります。

その中には、動物看護職の制度化に向けた内容も盛り込み、さらに獣医学教育における臨床実習のありかたについても小委員会を立ち上げ慎重審議をし、従来の見学型実習から今後は条件整備のもと、参加型実習が可能となりました。これで長年の悲願でありました獣医学生の実習参加が可能になりました。今後10年間は本基本計画にのっとり各都道府県は独自の計画を定めることとなりますが、その際には地域の実情を踏まえた都道府県計画の策定について地方獣医師会においては存分の意見の開陳を願うところであります。また、定期的に計画の進捗状況の報告を義務づけ検証することになっております。

2 「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」

(文部科学省：平成20年11月～)

獣医学教育の改善・充実が叫ばれてから長年月を要しています。すでに獣医学教育が6年制に移行してから30年以上経過しているのですが、ほとんどその内容は充実しているとはいえません。本調査研究協力者会議では、社会的ニーズ等に対応した教育内容の在り方、教育の質の保証、教育研究体制等について議論するとなっておりますが、政治主導の名のもとに、会議が中断され、大幅にとりまとめが遅れています。地方会からの要望の多い「獣医学教育の充実」につきましても、予断を許さない状況であります。是非とも皆様のご理解とご協力のもと獣医学教育充実の実現を期待するものであります。

3 「動物愛護管理法制度の見直し」

本法は平成17年に改正され、その施行後5年を目安として法施行状況の検討と検討結果に基づく所用の措置について検討を行うものであり、日本獣医師会としても販売方法を含め多くの点で問題提起をしているところであります。是非とも法の見直しのもと快適な環境下で人と動物が共存、共生できることを願うものであります。

その他にも直面している数多くの問題もあります。一般社団法人 日本動物看護職協会の充実を含め、学校動物飼育支援対策の確立、家畜共済制度の見直し、狂犬病対策等上げれば切りがありません。

一方、獣医師会自身の問題としては、何といたっても新公益法人の制度移行であります。すでにいくつかの地方獣医師会におかれましては公益認定を取得しているところもありますが、日本獣医師会(平成23年度申請予定)を含め是非とも会員挙って認定を目標に努力する所存であります。そのためにも、獣医師会組織の基盤強化も強力に推し進める必要があります。

最後になりましたが、今年の会員及び会員構成獣医師、さらに関連業界団体・企業の皆様の益々のご健勝とご活躍を御祈念申し上げますとともに、本年こそ明るい展望が開けますことを大いに期待するものであります。